

有機農業（H Y S 低温発酵資材活用）指導員設置要綱

特定非営利活動法人兵庫農漁村社会研究所

（趣 旨）

第1条 特定非営利活動法人兵庫農漁村社会研究所（以下、「研究所」）は、「誰でも・どこでも・簡単・低コストで、美味しい農産物」を栽培することのできる保田ぼかし（H Y S 低温発酵資材）を活用して、「天地有機」に基づいた有機農業を推進するため、「有機農業（H Y S 低温発酵資材活用）指導員」（以下、指導員）を認定するにあたり必要な事項を定める。

（研究所の役割）

第2条 研究所は指導員認定委員会を設置し指導員の認定を行う。

- 2 研究主幹（農業政策担当、農業技術担当、協同活動担当、食育担当）が互いに協力して、指導員養成講習会を適時開催し指導員のレベルアップを図る。
- 3 指導員養成講習会は、有機農業の理念と高度な専門性を身につけ、指導員としての資質を高める内容とする。

（指導員の定義）

第3条 指導員は、次のような活動により、有機農業の推進を行うものとする。

なお、活動の際には指導員の身分を明確にするため認定証を携行する。

- （1）有機農業の技術指導（H Y S 低温発酵資材・保田ぼかしの製造、使用方法）
- （2）有機農業研修会の講師
- （3）有機農産物を活用した調理・加工指導
- （4）地域の食文化や伝統食の普及啓発
- （5）その他、兵庫県が進める有機農業の推進に関すること

（指導員認定の要件）

第4条 指導員として認定する者は、次の要件を満たす者とする。

- （1）「天地有機」に基づいた有機農業の理念を理解し、有機農業の普及に熱意を有し、自らも研究・実践活動を行うことができる者
- （2）有機農業の学校、塾、教室等を修了した者
- （3）指導員として適格である者

(認定方法)

第5条 研究所は、指導員申請届けを受けて、認定要件を満たすことを確認し、適格であると認められた者に、認定書及び携行用の認定証を交付するとともに、研究所ホームページで公開する。

(認定の取り消し)

第6条 研究所は、指導員が下記に該当する場合には認定を取り消すことができる。

(1) 指導員が認定の要件を満たさないと認められた場合

(費用弁償)

第7条 指導員は、研究所の主催する活動に対して、一定の報償費と必要な旅費を受け取ることができる。

(連 携)

第8条 指導員は、有機農業の推進を図るため、有機農業の推進を行う地域、行政機関、教育機関、農林漁業関係団体等と連携し、実践活動に取り組むものとする。

(情報の取り扱い)

第9条 研究所は、登録した指導員の氏名や連絡先などの情報をホームページで公開し、積極的な活用を促す。

(守秘義務)

第10条 指導員は、その業務を遂行するにあたって、個人の人格を尊重し、その身上ならびに業務に関する秘密を守らなければならない。

(その他)

第11条 ここに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

平成31年3月13日から施行する。

令和元年5月28日から施行する。